

## 現場閉所状況に応じた工事成績考查における加点評価

モデル工事の工事成績考查について、通常の考查項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。

<監督員・主任監督員>

考查項目	細別	加点内容
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>減点項目である「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、「実施要領」第5条第5項、第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は、以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ネットワーク工程表等による実施工工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程管理を行った。</li> <li>■ 工程表の内容が検討され充実していた。</li> </ul> <p>また、同じく「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」、「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」に該当しない場合で、かつ、4週間を通じ4日以上の休工日を確保した場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間や休日等の作業が少なかった。</li> </ul> <p>併せて、余裕を持って工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日の確保を行いつつ、余裕をもって工事を完成させた。</li> </ul>

<総括監督員>

考查項目	細別	加点内容
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>監督員・主任監督員の考查項目の「2. 施工状況－II. 工程管理」において減点項目である<u>「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった。」</u>, <u>「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」</u>に該当しない場合で, かつ, 「実施要領」第5条第5項, 第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合は, <u>以下の項目について、現場閉所状況に関わらず適合項目として評価するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> </ul> <p>また, 同じく<u>「受注者の責により工期内に工事を完成することができなかった」</u>, <u>「自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。」</u>に該当しない場合で, かつ, 「実施要領」第5条第5項, 第6条に基づく工程表等を所定の期日までに提出している場合において, <u>4週間を通じ4日以上の休工日を確保し、工期内に工事を完成させた場合は、以下の項目について、適合項目として評価するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日を確保しつつ, 適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。</li> </ul>
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p><u>現場閉所率が21.4%以上の場合</u>は, 評価項目9. その他の項目に, <u>以下のとおり記載し, 加点するものとする</u>。ただし, 工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお, 現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 9. その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率〇〇%） <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場閉所率 21.4%以上 +2点</li> </ul> </li> </ul>